

消防機関への意見照会に係る事務処理運用要領

制定 令和8年3月27日神消予査第2100号

神戸市消防局予防部査察課長通知

(目的)

第1条 この要領は、指定確認検査機関が、神戸市内に存する建築物について、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第7条の2第5項又は第18条第26項の規定により検査済証を交付するに当たり、消防用設備等及びその他防火上必要な事項について、あらかじめ神戸市消防局（以下「消防機関」という。）に対し意見照会を行う際の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 本要領に基づく照会により、消防関係法令への適合状況について消防機関の意見を反映させるとともに、建築主に対する指定確認検査機関と消防機関との意思の統一を図ることを目的とする。

(意見照会の対象建築物)

第2条 前条に規定する意見照会の対象となる建築物は、建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物のうち、延べ面積が300平方メートル以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専用住宅については、意見照会の対象外とする。

(意見照会の対象法令)

第3条 第1条に規定する意見照会は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定のうち、建築物に係るものについて実施するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- (3) 神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）

(事務処理の方法)

第4条 指定確認検査機関は、建築基準法第7条の2第1項又は第18条第23項の規定により検査の申請を引き受けたときは、検査済証を交付する前に、神戸市スマート申請システム（e-KOBE）における手続名「建築基準法第7条の2第5項に係る意見照会」を使用し、消防機関に対して照会を行うものとする。

2 消防機関は、前項の照会を受理したときは、必要に応じて使用開始検査を実施し、第3条に掲げる意見照会の対象法令への適合又は不適合について判定を行い、その結果を神戸

市スマート申請システム（e-KOBE）により、速やかに指定確認検査機関に回報するものとする。

- 3 指定確認検査機関は、消防機関から不適合とする判定の回報を受けたときは、検査済証の交付の可否について、消防機関と協議するものとする。
- 4 指定確認検査機関は、第2条に規定する意見照会の対象建築物について、建築基準法第7条の2第5項又は第18条第26項の規定による検査済証を交付しないこととした場合は、その旨を速やかに消防機関に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。